平成２３年（フ）第８２号
宮崎県延岡市惣領町35番13号
債務者　植田　美喜
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８３号
宮崎県延岡市桜園町80番地１
債務者　大瀧　敏希
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２３１号
千葉県松戸市小山517番地の７サンフォーレ松戸303号
債務者　長谷川　靖
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２３７号
千葉県流山市松ケ丘５丁目732番地　エステートピアＵ１―101
債務者　本間　敦子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２４６号
千葉県柏市西原６丁目１番55―102号
債務者　大森　宣政
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２４９号
千葉県流山市こうのす台261番地の13
債務者　南　美津代
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５７号
千葉県柏市松葉町４丁目１番地６棟406号
債務者　中西　松代
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５９号
千葉県柏市花野井1035番地の25　テラスロイヤルＢ―６号
債務者　戸嶋　雅子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２６０号
千葉県松戸市新松戸６丁目８番地の２　ヒロセ第１ビル302号
債務者　高橋　愼介
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２７４号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目31番地の23
債務者　高梨　秀佳
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９１号
千葉県松戸市栗ケ沢771番地の28
債務者　下田　隆康
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９２号
千葉県松戸市栗ケ沢771番地の28
債務者　下田　絹子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５号
長野市大字柳原1419番地１　柳原団地Ａ２―209、前住所長野市大字大豆島1613番地　コーポソイビーンサウスツリーＳ103
債務者　黒柳　裕美（旧姓緑川）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
兵庫県川西市丸山台３丁目４番地の16
債務者　磯崎直子こと　磯崎　直子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１８１号
兵庫県伊丹市柏木町１丁目64番地１　グランパティオ壱番館103号、前住所大阪市西成区天下茶屋３丁目24番２号　Ｊ．Ｃｙｐｒｅｓｓ202号
債務者　原田　愛子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１９８号
兵庫県宝塚市旭町３丁目２番16号　ファミール宝塚Ａ号
債務者　ブライトリーこと　牛窓亜季絵
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３２５号
兵庫県西宮市今津社前町３番13号
債務者　内藤　良彦
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係